



電 委 第 2 3 号

令和2年4月16日

日本通信株式会社

代表取締役社長 福田 尚久 殿

電気通信紛争処理委員会

委員長 田 村 幸

諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された件に関し、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第11条第1項の規定に基づき、書面により意見を聴取します。

つきましては、別紙の質問事項について、令和2年4月27日（月）までに書面により当委員会に提出願います。

(別紙)

日本通信株式会社に対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された件に関し、総務大臣から提出された「「諮問第11号事案に係る日本通信株式会社等の意見書の送付」(令和2年3月26日付け電委第18号)について(意見)」(令和2年4月10日付け総基料第97号)(以下「総務大臣からの意見書」という。)(別添)について、以下の質問事項に回答願います。

問 総務大臣からの意見書に対して、意見があれば、理由及び証拠とともに提出願います。

(留意事項)

- ・ 貴社から提出された意見については、総務大臣及び株式会社NTTドコモに対し開示します。なお、同社に対し、非開示を希望する部分があれば、当該部分をその理由とともに明示願います。

(以上)